

## 「木のおもちゃ」管理貸出要領

この規程は、(一社)三重県森林協会が管理する「木のおもちゃ」について、管理貸出に関する規定（以下「貸出要領」という）を定めるものである。

### （貸出目的）

第1条 「木のおもちゃ」は木育の一環として、幼児のころから木に親しみ、森林に対する理解をより深めてもらうことを目的に、貸出申請があった者に対して貸し出すものとする。

### （管 理）

第2条 「木のおもちゃ」の貸出事務及び日常の管理は、当協会が行うものとする。

### （貸 出）

第3条 当協会は、別紙様式1に定める貸出申請書が提出された場合は内容を確認し、適切と認めた場合は別紙様式2により申請者へ回答するとともに、貸出を行うものとする。

ただし、不適切と判断した場合は別紙様式3により申請者へ不許可の回答を行うものとする。

### （貸出期間）

第4条 貸出期間は、目的とする催しの開催期間に前後それぞれ2日間をプラスした期間以内を原則とする。

### （貸出の原則）

第5条 貸出を受けた者は責任をもって保管し、これを転貸してはならない。

### （貸出料）

第6条 「木のおもちゃ」の貸出料は無償とする。

### （衛生管理）

第7条 「木のおもちゃ」を借り受けた者は、活動参加者の使用前後にあっては、除菌アルコールタオル等により拭き取るなど、衛生管理に十分な配慮を行うものとする。

(原状回復の義務)

第8条 「木のおもちゃ」の貸出しを受けた者は責任をもって管理し、破損した場合や紛失した場合は、別紙様式4により当協会あて報告するとともに、その過失内容に応じて実費を弁償するものとする。

(返 却)

第9条 貸出しを受けた者は、貸出期間が満了する前に、当協会に対して返却するものとする。

なお、返却にあたっては除菌アルコールタオル等で汚れを落とすとともに、貸出用具の種類・数量を確認した上で返却するものとする。

(規定外事項)

第10条 貸出要領に定めのない事項については、管理者の指示に従うものとする。

(附 則)

この貸出要領は平成28年4月1日から施行する。

## 「木のおもちゃ」貸出申請書

令和 年 月 日

(一社) 三重県森林協会 会長様

申請者：住所  
団体名・氏名  
連絡先

下記のとおり「木のおもちゃ」の貸出を受けたく申請します。

### 記

- 貸出を受けたい「木のおもちゃ」の種類及び数量  
別表Aのとおり
- 貸出期間  
自 令和 年 月 日  
至 令和 年 月 日
- 使用目的
- 使用場所
- 参加者数
- 借用・返納方法

### 留意事項

- ① 「木のおもちゃ」貸出要領を遵守してください。
- ② 貸出申請書に記載した目的以外では使用しないでください。
- ③ 貸出用具の使用中的事故に関しては、当協会としては責任を負いかねますので、十分留意して使用してください。

## 「木のおもちゃ」貸出許可書

令和 年 月 日

様

(一社) 三重県森林協会 会長

令和 年 月 日に貸出申請のあった「木のおもちゃ」については貸出を許可しますので、貸出申請書に記載された内容、及び下記の留意事項に従って使用してください。

### 記

#### 留意事項

- ① 「木のおもちゃ」貸出要領を遵守してください。
- ② 貸出申請書に記載した目的以外では使用しないでください。
- ③ 貸出用具の使用中の事故に関しては、当協会としては責任を負いかねますので、十分留意して使用してください。

## 「木のおもちゃ」貸出不許可の通知

令和 年 月 日

様

(一社) 三重県森林協会 会長

令和 年 月 日に貸出申請のあった「木のおもちゃ」については貸出を不許可としましたのでお知らせします。

不許可とした理由

## 貸出を受けた「木のおもちゃ」の破損・紛失報告書

令和 年 月 日

(一社) 三重県森林協会 会長様

申請者：住所  
団体名・氏名  
連絡先

令和 年 月 日に貸出申請し、お借りした「木のおもちゃ」を破損・紛失したので下記のとおり報告します。

### 記

- 1 破損・紛失した「木のおもちゃ」の種類・数量
- 2 破損・紛失の状態（具体的に記載してください）
- 3 破損・紛失に至った原因・理由